



羽教総発第 6 9 9 号
令和元年 1 2 月 2 0 日

羽生市立学校適正規模審議会 御中

羽生市教育委員会

羽生市立学校適正規模審議会規程第 2 条の規定により、下記の事項について
答申をいただきたく諮問いたします。

記

1. 諮問事項 羽生市立小中学校適正規模・適正配置に関する基本方針
について
2. 諮問内容 基本方針案の作成
3. 諮問の理由 別紙のとおり

(諮問の理由)

本市における児童生徒数は、1984年度(昭和59年度)のピークから、急激な少子化の影響により、令和元年現在で約53%に減少しており、小中学校の小規模化が進んでいます。今後の推計からも、更なる児童生徒数の減少は避けられず、適正な学校規模の維持はますます困難になることが予想されます。

本市の小規模校では、子どもたち一人一人に目が届きやすく、きめ細かな指導ができるという小規模校ならではのメリットを活かし、特色ある教育を展開してきました。しかし、このまま児童生徒数の減少が進行すると、子どもたちの学習や学校生活への影響や教職員の配置の問題、学校行事の縮小等、次第にデメリットの方が大きくなることが懸念されます。子どもたちが集団の中で多様な考えに触れ、お互いに切磋琢磨しながら、学力・学習意欲を高め、心と身体を健やかに成長させるためには、小中学校は一定の集団規模を確保することが必要であり、全国的に研究や取組が進められている小中一貫教育や義務教育学校についても見解を深め、本市の教育に効果的に取り入れていく必要があると考えられます。

また、校舎や体育館等の学校施設においても、そのほとんどが昭和50年代前後に建設されており、老朽化が進行しています。本市ではこれら学校施設の耐震補強や大規模改修工事に取り組んできましたが、今後は施設の安全と機能の維持に一層多額の費用がかかることが見込まれます。

これらのことから、義務教育9年間を通し、子どもたちが自ら夢や目標を持ち、生きる力を育むことができる環境づくりを目指し、「羽生市立小中学校適正規模・適正配置に関する基本方針」(以下、「基本方針」という。)を策定します。

この度教育委員会では、基本方針の策定にあたっての指針を定めました。この指針に基づいて審議し、基本方針の案を作成することについて、諮問するものです。